

J Rサービック労「申」第4号

2024年5月8日

株式会社関西新幹線サービック

代表取締役社長 小松 修治 殿

J Rサービック労働組合

執行委員長 柳楽 関

2024年度賃金引き上げ、夏季手当、割増賃金の再申し入れ及び団体交渉設定に  
関する申し入れ

4月26日、会社は2024年度賃金引き上げ、夏季手当、割増賃金について回答したが、その内容はJ S労の要求と大きくかけ離れたものであり、とても容認できるものではない。

今回もJ S労との団体交渉終了前に勤労情報を掲出することはJ S労を軽視する行為でありサービック会社の信義則違反である。

J S労に対する信義則違反の姿勢を猛省し、職場で懸命に働く社員の苦労に報いる為にも、下記の通り再申し入れるので早急に団体交渉を開催し誠意をもって回答すること。

記

1. 賃金引き上げ回答を撤回し、全社員の基本給を一律20,000円引き上げること。
2. パート社員の時給を1,500円、65歳以降の一般社員を1,500円、リーダーの時給を1,700円、マネージャーの時給を1,800円とすること。
3. 夏季手当回答を撤回し、社員、継続社員、契約社員の夏季手当は、基準月額  
の3.5ヵ月とすること。
4. パート社員の夏季手当は、一律10万円とすること。
5. 超過勤務手当を150/100、夜勤手当を50/100、公休・休日・特休労働手当を  
160/100 とすること。

以上